

# 特記仕様書

工事名           アクセス道路プレロード工事

施工場所       印西市吉田地先

本工事は、「千葉県土木工事共通仕様書」・「千葉県土木工事施工管理基準」及び本特記仕様書に基づき施工すること。

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 工事現場発生品

1. 工事現場発生品については、監督職員に報告をするとともに、指定する発生品を除き、受注者の責任において処分すること。

## 第3条 段階確認

1. 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
2. 受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。
3. 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
4. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認を机上とすることが出来る。

この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

種 別	細 別	確 認 時 期
バーチカルドレーン工	プレファブリケイティッドバーチカルドレーン (旧ペーパードレーン)	施工時 施工完了時

但し、監督職員が必要と認めるものについては、別途立会施工とする。

## 第4条 技術検査

1. 中間技術検査は必要に応じ実施するものとする。
2. 中間技術検査の実施は、完成、既設部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うものであり給付の対象とはしない。

## 第5条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

## 第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、公道の出入口等の安全確保に努めなければならない。
3. 工事実施期間中は、夜間における安全確保のために巡回し、道路灯、バリケード灯保安施設の保守点検を行うものとする。
4. 工事の施工に際し、地下埋設物件が予想される場合は、その管理者と現地立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

## 第7条 工事現場管理

- ・受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
  1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  2. さし柵装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
  3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
  4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
  5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の私益を不当に害することのないようにすること。
  6. 以上のことについて、下請業者にも十分指導すること。
  7. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
  8. 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」に基づく運行規制に係る荷主の義務等を遵守すること。

## 第8条 建設機械の使用

1. 本工事の施工にあたり使用する建設機械は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第248号最終改正平成8年3月22日付 経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。ただし、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

2. 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

#### 第9条 安全・訓練等の実施

- ・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全対策技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必須な事項

#### 第10条 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

1. 施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

#### 第11条 安全・訓練等の実施状況報告

1. 安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

#### 第12条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から、令和7年3月31日迄とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.74
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）	93日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間/年間

ロ) 8時から17時までのWBG T値が3以上の時間を足し合わせた日数：3日間/年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2018年11月～2023年10月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

### 第13条 震災等の対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。
3. 豪雨、出水、その他の天候に対しては、天気予報等の情報に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための体制を確立しておかなければならない。

### 第14条 完成図

1. 完成図は監督職員の指示に従い提出するものとする。また、電子データを電子媒体により提出するものとする。

## 第2章 材料

### 第15条 材料等

1. 受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

### 第16条 海外材料

1. J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I S工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(一財)土木研究センター、または(一財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

ただし、J I S認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質証明書を必要としないものとする。

### 第17条 盛土用土砂

1. プレロード盛土に用いる盛土材は、現場発生土及び購入土を用いること。但し、現場発生土が適切な土質でない場合など、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

### 第18条 サンドマット用砂

1. サンドマット工に使用するサンドマット用砂はシルト分3%以下の材料とし、工事用道路盛土工に使用するサンドマット用砂はシルト分6~15%程度の材料を使用するものとする。なお、施工前に材料の試験成績書を監督職員に提出しなければならない。

### 第19条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし下記の仕様によるものとする。

用途	呼び強度	スラブ <sup>°</sup>	粗骨材の最大寸法	セメントの種類	水セメント比
仮設集水桝	18N/mm <sup>2</sup>	8 cm	25(20)mm	高炉(B)	60%以下

ただし、高炉セメントによりがたい場合等については、監督職員と協議しなければならない。

## 第3章 施工

### 第20条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工にあたり周辺地盤等には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。

### 第21条 盛土工

1. 盛土予定地は、軟弱地盤のため、沈下をとまなう周辺地盤の変状が予想される。このため、周辺地盤に対して事前の測量等を行うとともに沈下計の設置などにより常時変状を観測し、盛土量の適正な管理に努めること。
2. 本工事区間の盛土は、3cm/日の盛立て速度とすること。
3. 盛土により、周辺地盤に変状が生じた場合には速やかに監督職員に報告し対策を協議すること。

### 第22条 沈下板の測定等

1. 沈下板の測定にあたっては、設置の基準を満たした事を確認した後、沈下板中心部の高さ、水平変位を測定し、工事写真に記録するとともに出来高管理表を作成すること。測定の頻度は監督職員と協議とする。
2. 載荷盛土中に沈下板のロッドを継ぎ足す場合は、継ぎ足し後の正確な長さを測定し工事写真に記録するとともに出来高管理表も作成すること。
3. 沈下板を設置した区間の載荷盛土終了後、監督職員の立会いのもとにロッド天端の高さ、水平変位を測定し、工事写真に記録し、出来高管理表も作成すること。
4. 沈下板が破損したまたは移動した場合は、出来高確認等が困難となるため、再度設置しなければならない。なお、再設置した場合には、精度に問題が出る恐れがあるため、沈下板には重機等が接触しないように目印等を建てて、施工しなければならない。
5. 施工中は、区域外の周辺地盤高の計測も行うこと。測点は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

### 第23条 仮設工

1. 仮設工は、指定仮設とし、設計図書で示す構造と同等のものとする。
2. 仮設工は、次回工事へ引き継ぐため、工事完了後は撤去せず、存置すること。
3. 仮設工は、設計図書に基づき施工するものとするが、現場条件を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等を受注者において十分検討を行うこと。
4. 仮設工の施工は、受注者の責任において実施するものとする。

5. 現場条件に変更が生じ、上記により難くなった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第4章 その他

### 第24条 工事監督支援業務の担当技術者

1. 本工事は、工事監督支援を委託し、担当技術者を配置する予定である。

### 第25条 要望・苦情に対する対応

1. 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

### 第26条 付則

1. 仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

## 【建設副産物】

### 1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

#### ◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

## 2. 建設廃棄物

本工事により発生する

- (1) アスファルト・コンクリート塊（ $1\text{ m}^3$ ）は、印西市岩戸太鼓松3588、片道運搬距離4.9kmの（有）朝日に運搬し、処理するものとする。
- (2) 鉄筋コンクリート塊（ $2\text{ m}^3$ ）は、八千代市上高野字平澤159-1外、片道運搬距離4.8kmの北川工業（株）八千代リサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。
- (3) 無筋コンクリート塊（ $6\text{ m}^3$ ）は、八千代市上高野字平澤159-1外、片道運搬距離4.8kmの北川工業（株）八千代リサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 【建設リサイクル法】

### 1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を使用するものとする。

### 2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

## 【環境対策】

受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進するため、施工計画書の「環境対策」に「環境に配慮した工事実施計画」を記載するものとする。